2 就労支援・雇用対策の展開

（1）支援対象の重点の変化

中高年対策から若者対策へ(2003年内閣府「青少年育成施策大綱」)

（2）政策主体の変化

「地域雇用対策の主体が国から地方自治体へと移りはじめ、地域の雇用対策は大きく変化している。法制度面でも地方分権一括法(2000年)によって国と地方の役割分担を明確にされ、自治体への権限委譲の方針が打ち出された。改正雇用対策法（2000年)、職業安定法の改正（2003年)、さらに、改正雇用対策法（2007年）によって自治体が主体的に雇用政策に取り組む際の支援が行われることになった。このように、地域の雇用対策は地域が主体となり、地域の状況を踏まえて、各地の特徴を活かすようなものへと転換しつつある。」JILPT『地方自治体における雇用創出への取組みと課題』、調査シリーズ No.101、2012 年 3 月

（3）担い手の変化＝実際は、非正規職員か、多様な事業者(民間企業や非営利団体など)

①就労支援の担い手　　ハローワークの支援員（非常勤職員・委託）
　　自治体の就労支援員　（非常勤職員）

②雇用創出は、委託事業
　基金を原資とした自治体による委託
　営利企業、NPO、社会的事業（収益力のある事業部門を有する事業所）

（4）多様な展開

①自治体雇用政策の展開
　無料職業紹介事業
　雇用創出事業
　自治体産業政策・地域政策との融合（出口戦略）　－大阪府・豊中市など
　生活保護受給者・住宅手当受給者就労支援事業

②職安と福祉事務所の連携
　ハローワークにナビゲータ配置　／　自治体内にハローワーク設置（墨田区）

③第２のセーフティネット「求職者支援制度」＝<u>生活保障給付と職業訓練がセット</u>
　金銭給付の受給要件としての職業訓練（皆勤、就職率確保）
　職業訓練は民間委託

④障害者自立支援法をめぐる動き

⑤パーソナルサポート事業の展開

（5）基本的方向

①寄り添い型支援　－ストレングス視点、日常生活支援とセット、社会参加重視

②就労義務付け：　生活保障給付の要件（ワークテスト）としての就労支援

3　課題・論点

① ハローワーク、自治体、受託事業者の三者が、それぞれの責任を果たし、強みを発揮できるには？
② 生活保障金銭給付と、就労支援・雇用創出の関連付け方は？
③ 社会的なニーズに応え、就労を作り出すには？
④ 労働組合が、職場・地域での役割を果たすには？
　労働相談　→　職業紹介（マッチング）／就労支援／職業訓練／雇用創出